

平成29年第1回

尾張北部環境組合議会定例会会議録

平成29年7月28日

尾張北部環境組合議会

平成29年第1回尾張北部環境組合議会
定例会会議録

会期 平成29年7月28日（金曜日）

議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 諸般の報告
- 日程第7 副議長選挙
- 日程第8 議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会会議規則の制定について
- 日程第9 尾張北部環境組合管理者の選挙
- 日程第10 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(尾張北部環境組合公告式条例外15件)
- 日程第11 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(尾張北部環境組合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び
公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約)
- 日程第12 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(尾張北部環境組合と愛知県との間の公平委員会の事務の委託に関する
規約)
- 日程第13 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(尾張北部環境組合指定金融機関の指定)
- 日程第14 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度尾張北部環境組合一般会計暫定予算)
- 日程第15 議案第6号 尾張北部環境組合監査委員の選任について
(識見を有する者のうちから選任される者)
- 日程第16 議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任について
(組合議員のうちから選任される者)
- 日程第17 議案第8号 尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定

について

- 日程第18 議案第9号 尾張北部環境組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第11号 尾張北部環境組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第12号 尾張北部環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第13号 尾張北部環境組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第14号 尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第15号 尾張北部環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第16号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第17号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計予算

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	市橋 円広 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	伊神 克寿 君
第7番	倉知 敏美 君	第8番	齊木 一三 君
第9番	丹羽 勉 君	第10番	高木 義道 君
第11番	千田 利明 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	滝 和彦 君	書記	高田 達也 君
-----	--------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	千田 勝隆 君
監査委員	高木 正章 君	会計管理者	中村 信子 君

犬山市経済環境部長	永井 恵三 君	犬山市環境課長	高木 衛 君
江南市生活産業部長	武田 篤司 君	江南市環境課長	阿部 一郎 君
大口町産業建設部長	宇野 直樹 君	大口町環境経済課長	松山 郁雄 君
扶桑町産業建設部長	墨井 康仁 君	扶桑町産業環境課長	江口 英樹 君
事 務 局 長	武馬 健之 君	総務課副主幹	山内 進治 君
総務課主査	北川 俊秀 君		

○事務局長（武馬健之君） それでは、皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより平成29年第1回尾張北部環境組合議会定例会を始めさせていただきます。

私は当組合の事務局長の武馬健之でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本定例会は、尾張北部環境組合の設立後初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員の中で大口町選出の丹羽勉議員が最年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは、丹羽勉議員、議長席へ御移動をお願いいたします。

（丹羽勉君議長席に着席）

○臨時議長（丹羽 勉君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介いただきました丹羽勉でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。

議長選挙までの限られた間ではございますが、皆様方の御協力をいただきまして、無事その職務を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（午前10時02分 開会）

◎開会の宣告

○臨時議長（丹羽 勉君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立します。

これより平成29年第1回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事進行につきましては、尾張北部環境組合議会会議規則はまだ制定されておられません。本定例会に議員提案で提出される会議規則案に準じて進行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（丹羽 勉君） 御異議なしと認めます。よって、これより議事の進行につきましては、尾張北部環境組合議会会議規則案により進めてまいります。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（丹羽 勉君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

このたびは尾張北部環境組合の設立後初めての議会でありますので、議員全員の方に自己紹介をお願いしたいと存じます。

議席番号1番、犬山市選出の水野議員から順に、自席から自己紹介をお願いいたします。

○1番（水野正光君） 皆さん、おはようございます。

犬山市議会の水野正光です。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（大沢秀教君） おはようございます。

犬山市議会の大沢秀教でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（市橋円広君） おはようございます。

同じく犬山市議会の市橋円広と申します。よろしくお願いいたします。

○4番（河合正猛君） 改めまして、おはようございます。

江南市議会議員の河合です。地元から、般若から出ております。よろしくお願いいたします。

○5番（鈴木 貢君） おはようございます。

江南市議会の鈴木貢でございます。よろしくお願い申し上げます。

○6番（伊神克寿君） おはようございます。

江南市議会、地元、草井町から出ております伊神克寿です。よろしくお願い致します。

○7番（倉知敏美君） おはようございます。

大口町議会の倉知と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（齊木一三君） おはようございます。

大口町議会の齊木一三でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（丹羽 勉君） 大口町議会の丹羽勉です。よろしくお願いいたします。

○10番（高木義道君） 扶桑町議会の高木義道でございます。よろしくお願い致します。

○11番（千田利明君） 改めまして、おはようございます。

扶桑町議会の千田利明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○12番（和田佳活君） 皆さん、おはようございます。

扶桑町議会の和田佳活でございます。よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（丹羽 勉君） ありがとうございます。

◎議長の選挙

○臨時議長（丹羽 勉君） 続いて、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(丹羽 勉君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(丹羽 勉君) 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に、大沢秀教議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました大沢秀教議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(丹羽 勉君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大沢秀教議員が議長に当選されました。

議長に当選されました大沢秀教議員が議場におられますので、本席から会議規則案第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました大沢秀教議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

大沢秀教議員。

○新議長(大沢秀教君) 議長さんにお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様から御推挙をいただきまして議長に就任をさせていただくことになりました、犬山市議会選出の大沢でございます。

この組合は、2市2町のごみ処理を担う新たな施設を整備するために、2市2町において協議を重ね、本年4月に設立されたものでございます。

私は、昨年度、新ごみ処理施設整備検討委員会の委員を務めさせていただきました。環境問題に対する地域の方々の関心は高く、当組合が果たすべき役割は極めて重要なものであると思っております。

組合議会としましても、新ごみ処理施設がよりよいものとなるよう活発に議論をしてまいりたいと思っておりますので、もとより微力ではございますが、円滑な議事運営ができますよう努力を尽くす決意でございます。議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。議長に就任させていただき御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（丹羽 勉君） ありがとうございます。

これにて臨時議長の職務を終えましたので、議長を大沢秀教議員と交代いたします。皆様には御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

（丹羽勉君自席へ・大沢秀教君議長席に着席）

○議長（大沢秀教君） それでは、議事に戻ります。

◎議席の指定

○議長（大沢秀教君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則案第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席は、ただいま御着席の議席のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大沢秀教君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則案第97条の規定により、議長において、1番 水野正光議員、7番 倉知敏美議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大沢秀教君） 続いて日程第5、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しました会期日程（案）のとおり、本日1日間にすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大沢秀教君） 日程第6、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告にかえさせていただきます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎副議長の選挙

○議長（大沢秀教君） 日程第7、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、千田利明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました千田利明議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました千田利明議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました千田利明議員が議場におられますので、本席から会議規則案第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました千田利明議員から発言の申し出がございますので、これを許します。

千田利明議員。

○新副議長（千田利明君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様から御推挙をいただきまして副議長に就任をさせていただきました扶桑町議会の千田利明と申します。よろしく願い申し上げます。

新ごみ処理施設の整備に当たりましては、これからまだ課題も多くございます。議会としても地域の信頼に応えられますように、知恵を出し合いながら積極的に議論をしていきたいと思っております。

大沢議長とともに、各議員の皆様の御協力を賜りながら進めていきたいと思っておりますので、ど

うぞ御支援、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、副議長の就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大沢秀教君） ありがとうございます。

◎議員提出議案第1号（提案説明・採決）

○議長（大沢秀教君） 続きまして、日程第8、議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

提出者の河合正猛議員に提案理由の説明を求めます。

河合議員。

○4番（河合正猛君） それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会会議規則の制定について、提案説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法第120条の規定に基づき、本議会における会議の運営に関する一般的な手続及び内部規律等を定めた会議規則の制定について提案するものであります。

なお、本案の内容につきましては、去る6月29日に開催されました組合議員連絡調整会議及び7月24日に開催されました議員代表者会議において、組合議員間で協議がなされ、合意されたものと思っております。皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（大沢秀教君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

◎尾張北部環境組合管理者の選挙

○議長（大沢秀教君） 日程第9、尾張北部環境組合管理者の選挙を行います。

管理者は、尾張北部環境組合規約第7条第2項の規定により、組合の議会において、組合市町の長のうちから選挙することとなっております。

お諮りいたします。管理者の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

尾張北部環境組合管理者に澤田和延江南市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました澤田和延江南市長を管理者の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました澤田和延江南市長が管理者に当選されました。

管理者に当選されました澤田和延江南市長が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま管理者に当選されました澤田江南市長から発言の申し出がございましたので、これを許します。

○管理者(澤田和延君) おはようございます。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまの管理者選挙におきまして、議員の皆様方から管理者として御推挙をいただきました江南市長の澤田和延でございます。

大変光栄なこととともに、新たな議会の出発ということで、本当に大変緊張しているところでございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

この組合の役割は、組合規約にありますとおり2市2町のごみ処理施設を共同で設置することであり、既存施設の老朽化が進む中、ごみ処理を将来にわたって安定的、効率的に行うため、この地域の23万人の住民の皆さんの生活に欠くことができない大変重要な事業でございます。

これまでの間、2市2町が連携し、地元の皆様に丁寧に御説明をしながら進めてまいりまし

たが、当組合として改めてしっかりと信頼関係を築きながら住民の皆様の期待に応え得る施設となり得るよう、1つずつ着実に進めてまいりたいと考えております。

代表副管理者をお願いいたします扶桑町長さん初め副管理者の皆さんと力を合わせ、また議員の皆様方の御理解、御支援をいただきながら進めてまいる所存でございます。皆様には格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（大沢秀教君） ありがとうございます。

◎議案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大沢秀教君） 日程第10、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。

本案は、去る平成29年4月1日の組合設立以後、当面必要不可欠な条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、管理者において専決処分させていただいたものについて御報告し、承認をお願いするものでございます。

19ページ及び21ページをお願いいたします。

専決処分の内容といたしましては、専決第1号 尾張北部環境組合公告式条例から専決第16号 尾張北部環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例までの16件の条例の制定でございます。

以下、順次内容について御説明をさせていただきます。

では、23ページをお願いいたします。

まず、専決第1号 尾張北部環境組合公告式条例でございます。

地方自治法第16条の規定に基づき、組合の条例等の公布に関し、公布の方法など必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

専決第2号 尾張北部環境組合の休日を定める条例でございますが、市町と同様、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までを組合の休日とするものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

専決第3号 尾張北部環境組合議会定例会条例でございます。

地方自治法第102条第2項の規定に基づき、尾張北部環境組合議会の定例会の回数を毎年2回と定めるものでございます。

なお、設立年である平成29年は、決算認定を行わないため、附則におきまして定例会の回数を1回とすることを定めております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

専決第4号 尾張北部環境組合監査委員に関する条例でございますが、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるためのものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

専決第5号 尾張北部環境組合事務局設置条例でございますが、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、組合に事務局を置くものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

専決第6号 尾張北部環境組合情報公開条例でございますが、組合の保有する情報を公開することにより、住民の知る権利を保障し、住民に対する説明責任を果たすことにより、組合行政に対する理解と信頼を深め、住民の組合行政への参加を促進するため、情報の開示を請求する権利について定めるとともに、その手続等について定めるものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

専決第7号 尾張北部環境組合行政不服審査会条例でございますが、行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、不服申し立てに係る審査案件を処理するため、その事件ごとに尾張北部環境組合行政不服審査会を置くこととし、その組織及び運営について必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

専決第8号 尾張北部環境組合職員定数条例でございますが、組合の職員の定数に関し、必要な事項を定めるものであり、第2条におきまして、管理者の事務部局の職員を6人と定めております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

専決第9号 尾張北部環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例でございますが、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の分限の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

専決第10号 尾張北部環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございますが、地

方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

専決第11号 尾張北部環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例でございますが、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定するものでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

専決第12号 尾張北部環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございますが、地方公務員法第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関して規定するものでございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

専決第13号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるものであり、第2条において、市町と同様に職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と定めております。

続きまして、65ページをお願いいたします。

専決第14号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。

専決第15号 尾張北部環境組合職員の旅費に関する条例でございますが、職務上旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

専決第16号 尾張北部環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございますが、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関して必要な事項を定めるものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大沢秀教君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第1号について、討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決に移ります。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第2号から議案第4号まで(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(大沢秀教君) 日程第11、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてから日程第13、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(武馬健之君) それでは、議案第2号から議案第4号までの専決処分した事件について、提案理由を説明させていただきます。

いずれの議案も去る平成29年4月1日の組合設立以後、当面必要不可欠な事務に関して、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、管理者において専決処分をさせていただいたものについて御報告し、承認をお願いするものでございます。

93ページをお願いいたします。

まず、議案第2号、尾張北部環境組合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約の専決処分について御説明をいたします。

95ページ及び97ページをお願いいたします。

規約の内容でございますが、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、規約を定めて公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の管理及び執行を愛知県に委託することとし、委託事務に要する経費については組合が負担することとしたものでございます。

続きまして、99ページをお願いいたします。

議案第3号、尾張北部環境組合と愛知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の専決処分について御説明をいたします。

101ページ及び103ページをお願いいたします。

規約の内容でございますが、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、規約を定めて公平委員会の事務を愛知県に委託することとし、委託事務に要する経費については組合が負担することとしたものでございます。

続きまして、105ページをお願いいたします。

議案第4号 尾張北部環境組合指定金融機関の指定に係る専決処分について御説明をいたします。

107ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、尾張北部環境組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関として、株式会社三菱東京UFJ銀行を指定したものでございます。

株式会社三菱東京UFJ銀行につきましては、当組合を構成いたします2市2町の全てが指定金融機関として指定し、当地域の公金の取り扱いにおいて長い経験と実績を有しており、また経営状況が安定していることから選定したものでございます。

以上で、議案第2号から議案第4号までの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大沢秀教君） 以上、提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号 専決処分の承認を求めることについてから議案第4号 専決処分の承認を求めることについてまでにつきまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第2号から議案第4号までの3議案につきまして、討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第2号から議案第4号までの3議案の一括採決に入ります。

各議案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第4号までの3議案

は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第5号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大沢秀教君） 日程第14、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） それでは、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を説明させていただきます。

109ページをお願いいたします。

本案は、去る4月1日の組合設立以後、当面必要な事務に要する経費に係る予算について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことであると認められたため、管理者において専決処分させていただいたものについて御報告し、承認をお願いするものでございます。

その内容につきまして説明をさせていただきますので、111ページをお願いいたします。

平成29年度尾張北部環境組合の一般会計の暫定予算は、第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ891万2,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」によるもので、この第1表につきましては、112ページに歳入、113ページに歳出ということで掲げております。

次に、暫定予算の主な内容につきまして御説明させていただきますので、はねていただきまして、114ページ、115ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出暫定予算事項別明細書の総括でございます。

はねていただきまして、116ページ、117ページをお願いいたします。

こちらは歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、組合運営経費といたしまして、規約に基づく負担割合に応じて構成市町に御負担いただくものでございまして891万2,000円でございます。その内訳でございますが、1節議会運営費負担金は、歳出の議会費42万6,000円を議員定数割で御負担いただくものでございます。その下の2節ごみ処理施設建設費負担金は、歳出のうち議会費を除く848万6,000円を均等割100分の15、人口割100分の85で御負担いただくものでございます。なお、構成市町の負担金内訳につきましては、それぞれの節の説明欄にてその内訳を掲げておりますので、御参照賜りたいと存じます。

したがいまして、歳入合計は891万2,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、118ページ、119ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は42万6,000円でございます。こちらは組合議会の運営で必要となる会議録作成業務委託料等を計上いたしております。

はねていただきまして、120ページから123ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は846万3,000円でございます。こちらは主に組合設立から当面の間必要となる需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等を計上いたしております。

122ページ、123ページの最下段をお願いいたします。

2款2項1目監査委員費は2万3,000円でございます。こちらは、監査事務で必要となる備品購入費を計上いたしております。

したがいまして、歳出合計は891万2,000円でございます。

なお、給与費明細書につきましては、124ページから125ページにかけて掲げておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢秀教君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号について、討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号及び議案第7号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大沢秀教君） 日程第15、議案第6号 尾張北部環境組合監査委員の選任について及び日程第16、議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） それでは、議案第6号及び議案第7号の尾張北部環境組合監査委員の選任について、それぞれ提案理由を説明させていただきます。

いずれの議案も尾張北部環境組合の設置に伴い、組合同規約第8条第2項の規定に基づき、監査委員を置くことについて、議会の同意をお願いするものでございます。

127ページをお願いいたします。

議案第6号は、識見を有する者のうちから選任される監査委員といたしまして、高木正章さんの選任をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして129ページには、高木正章さんの履歴を掲げております。また、1枚はねていただきまして131ページには、根拠規定として尾張北部環境組合同規約の抜粋を載せております。

続きまして、133ページをお願いいたします。

議案第7号は、組合同議員のうちから選任される監査委員といたしまして、齊木一三さんの選任をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして135ページには、第6号議案と同様に組合同規約の抜粋を載せております。

以上で、議案第6号及び議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大沢秀教君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第6号及び議案第7号の審議を議案ごとに行います。

初めに、議案第6号 尾張北部環境組合監査委員の選任について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第6号の採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時46分 休憩)

○議長(大沢秀教君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時46分 再開)

○議長(大沢秀教君) ただいま識見の監査委員に選任されました高木正章さんより発言の申し出がありましたので、これを許します。

○監査委員(高木正章君) 議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げたいと思います。

休憩前に御審議いただき、尾張北部環境組合監査委員に選任されました犬山市の監査委員の高木正章でございます。

監査委員の役割、責務を自覚し、組合の運営が適正に行われるようその職務に努めてまいり所存でございますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長(大沢秀教君) ありがとうございます。

高木監査委員には本定例会に御出席いただきましてまことにありがとうございました。何とぞよろしくお願いいたします。

ここで高木監査委員が御退席されます。

(監査委員 高木正章君 退場)

○議長(大沢秀教君) 続いて、議案第7号の審議に入ります。

除斥事由に該当しますため、齊木一三議員の退場を命じます。

(8番 齊木一三君 退場)

○議長(大沢秀教君) 議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第7号の採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

齊木一三議員の退場を解きます。

暫時休憩いたします。

(午前10時49分 休憩)

○議長(大沢秀教君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分 再開)

○議長(大沢秀教君) ただいま組合議員のうちから選任される監査委員に選任されました齊木一三議員より発言の申し出がありますので、これを許します。

齊木監査委員。

○8番(齊木一三君) それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御同意をいただきまして尾張北部環境組合監査委員に選任をされました大口町議会選出の齊木一三でございます。

監査委員の職務を全うすべく、識見の監査委員さんとともに誠心誠意努めてまいり所存でございます。皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(大沢秀教君) ありがとうございます。

◎議案第8号から議案第16号まで(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(大沢秀教君) 続きまして、日程第17、議案第8号 尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてから日程第25、議案第16号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(武馬健之君) それでは、議案第8号から議案第16号まで、条例関係の議案につきまして提案理由を説明させていただきます。

137ページをお願いいたします。

議案第8号 尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるもので、概要等の公表時期につきましては、第5条において、毎年12月末までとするものでございます。

続きまして、141ページをお願いいたします。

議案第9号 尾張北部環境組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方自治法第203条の規定に基づき、尾張北部環境組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議員報酬につきましては、組合を構成する2市2町間で組合規約に係る協議を行った際の経緯を踏まえ、尾張北部環境組合議会の議員は当組合規約第5条に基づき、全て構成市町の議員のうちから選出されるものであり、当組合議会の議員活動は各構成市町の議会の議員活動の一環としていることから、第2条において支給しないこととするものでございます。

費用弁償につきましては、第3条におきまして、視察等公務のため旅行した際に支給することを定めております。

続きまして、145ページをお願いいたします。

議案第10号 尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものでございます。

報酬の額につきましては、148ページの別表のとおり定めるものといたしております。

費用弁償につきましては、第6条において、公務のため旅行した際に支給することを定めております。

続きまして、149ページをお願いいたします。

議案第11号 尾張北部環境組合証人等の実費弁償に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方自治法第207条の規定に基づき、組合の機関の要求に応じ出頭または参加した者に支給する実費弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、153ページをお願いいたします。

議案第12号 尾張北部環境組合財政状況の公表に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方自治法第243条の3の規定による財政状況の公表に関し、必要な事項を定

めるもので、公表時期につきましては、第2条において、毎年5月及び11月とするものでございます。

続きまして、157ページをお願いいたします。

議案第13号 尾張北部環境組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、その範囲等、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、161ページをお願いいたします。

議案第14号 尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定により議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分について定めるものでございます。

続きまして、165ページをお願いいたします。

議案第15号 尾張北部環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方自治法第237条第2項の規定により、組合の普通財産の交換、譲与、無償貸付等について必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、169ページをお願いいたします。

議案第16号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置に係る届け出に際し、組合が実施する生活環境影響調査結果の縦覧等の手続について定めるものでございます。

以上で、議案第8号から議案第16号までの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢秀教君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第8号 尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてから議案第16号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてまでにつきまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 議案第9号で、議員の報酬及び費用弁償に関する条例で、先ほど事務局長のほうから各構成市町の議会の議員活動の一環であるということで報酬は支給しないというふうに言われたわけでありますが、他の一部事務組合で現実に報酬が支給されておるわけですよ。だから、それとの整合性というのはどう保つわけですか。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 他の組織等につきましてはそれぞれの、主に組合でございますが、そちらの組合のほうで議論されるものと考えております。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 事務局長が言われた各構成市町の議会の議員活動であるということは、ほかの一部事務組合も当然同様な立場で議員活動といえますか、一部事務組合に参加していると思うんですよ。だから、各それぞれ一部事務組合ごとによって対応が変わるというふうに考えていいわけですかね。

○議長（大沢秀教君） 再質疑に対しまして答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 当組合の議員報酬につきましては、組合を構成いたします2市2町、その間で組合規約に係る協議を行った際の経緯を踏まえて、尾張北部環境組合議会の議員は当組合規約の第5条に基づき、全て構成市町の議員のうちから選出されるものであり、当組合議会の議員活動は各構成市町の議会の議員活動の一環としていくことから、第2条において支給しないとしたものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 心配するところは、地方自治法に多分203条のところに、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し議員報酬を支給しなければならないと書いてあるんですよ。だから、一部事務組合も同様な立場ではないかなあと思うんで、この法律、地方自治法違反に当たらないかというところを懸念するわけですね。だから、制定をして法律違反だよというふうに指摘されたら非常に困るのではないかということをお危惧しておりますので、その辺の対応は大丈夫ですかということ。

○議長（大沢秀教君） では、再々質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 今おっしゃいましたように、地方自治法にはそのような規定がある

ということでございますが、一部事務組合の議員報酬に関しましては、組合議会の業務を構成市町の議会の業務の一環として報酬を重複支給しないよう何らかの調整措置を講ずることにより支給しないとする事は可能であると解されておりますので、今回お願いさせていただくものでございます。

○議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 齊木議員。

○8番（齊木一三君） 1点だけお尋ねをしたいんですが、議案第14号ですけれども、ここの中で第2条の中に、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格1億5,000万円以上ということがうたっているわけですが、この1億5,000万という数字は、私ども大口町としては大体5,000万以上ということになっているんですが、1億5,000万というのは市のほうの恐らく基準でもってここに上げられているんでないかと推測するわけですが、1億5,000万以上といえますとかなりの金額ですので、余り数字を大きくしますと、契約議決に関する事項というのはなかなか少なくなってくるので、それはある程度レベルを下げないと、議会の機能がしないんじゃないかと私は思うんですが、このあたりはどうですか。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） ただいまの件につきましては、地方自治法の施行令が定めております基準に基づいて制定をさせていただくというものでございます。ちなみにこの2市2町、それから愛北広域、それから江南丹羽といった条例も同様な形をとっているということでございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 8番 齊木議員。

○8番（齊木一三君） 各こういった組合が同じような基準を設けているということですが、今度、新規にこうした事業が始まるわけですし、かなりいろんな工事が入ってくると思うんですが、そうしたときに議会としていろいろ調査とかそういう関係はやっぱり綿密にしていかなきゃいかんと思うんですが、そこで1億5,000万円以下のものについては議決は要らないよというような話ですと、なかなか議会としてそれが知らないうちに進められていくというようなこともなきにしもあらずだと私思うんですが、これはそういった1億5,000万と決めなきゃいかんのか、それとも金額的には今の尾張北部環境組合で独自に決めればいいのか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（大沢秀教君） 再質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 先ほども申し上げましたように、自治法の施行令に基づいて定めてまいるといふものでございます。ただ、今お話にございましたように、それ以下は全くなしでいいのかというお話もございましたが、当然そのことにつきましては予算等をお願いする関係、それからまた時を迫って議会にも丁寧に御説明、御案内をさせていただきながら事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大沢秀教君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第8号から議案第16号までの9議案につきまして、討論を許します。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程の順序に従いまして、各議案の採決に入ります。

議案第8号 尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 尾張北部環境組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 尾張北部環境組合証人等の実費弁償に関する条例の制定についてを採

決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 尾張北部環境組合財政状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 尾張北部環境組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 尾張北部環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大沢秀教君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(大沢秀教君) 日程第26、議案第17号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計予算を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） それでは、議案第17号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計予算について御説明させていただきます。

お手元の平成29年度尾張北部環境組合一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

恐れ入りますが、3枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

平成29年議案第17号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,621万5,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

この第1表につきましては、3ページに歳入、4ページに歳出をそれぞれ掲げておりますので、御参照賜りたいと存じます。

では、2ページでございますが、次に第2条、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

この第2表につきまして、2枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

事項といたしましては、3款1項の環境影響評価等調査業務委託でございます。期間を平成29年度から平成33年度までの5年間とし、限度額2億3,498万7,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして御説明をさせていただきますので、1枚はねていただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

1枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらは歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、組合運営経費として規約に基づく負担割合に応じて構成市町に御負担いただくものでございまして、8,039万5,000円でございます。その内訳でございますが、1節議会運営費負担金は、歳出の議会費68万5,000円を議員定数割で御負担いただくものでございます。その下の2節ごみ処理施設建設費負担金は、議会費を除く組合の運営事業費を均等割100分の15、人口割100分の85で御負担いただくものでございます。なお、構成市町の負担金内訳につきましては、9ページの説明欄にてその内訳を掲げておりますので、

御参照賜りたいと存じます。

2款1項1目国庫補助金、1節ごみ処理施設建設費補助金は、ごみ処理施設整備に伴う循環型社会形成推進交付金といたしまして581万9,000円を計上させていただくものでございます。

3款諸収入、1項1目雑入、1節預金利子は、1,000円を計上させていただくものでございます。

したがって、歳入合計は8,621万5,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、最初に平成29年度に実施を予定しております業務の概要につきまして御説明させていただきますので、別冊となっておりますが、平成29年度予算参考資料を御参照くださいますようお願いいたします。

1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

環境影響評価等調査業務でございます。

1の事業目的でございますが、新ごみ処理施設の整備事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民の皆さんからの御意見をお聞きして、それらの御意見を踏まえまして環境保全の見地からより望ましい事業計画にするものでございます。

その下、2の事業内容でございますが、愛知県環境影響評価条例に基づきまして、事業の計画段階において環境の保全のために配慮する事項を検討した後、環境影響評価の項目や方法を定め、調査、予測、評価を行って、その結果を取りまとめていくものでございます。

その下、3の事業費でございますが、今年度は全体事業費2億3,498万7,000円のうち1,805万8,000円をお願いするものでございます。

環境影響評価等調査業務の概要につきましては以上でございます。

続きまして、PFI等導入可能性調査業務につきまして御説明させていただきますので、1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

1の事業目的でございますが、新ごみ処理施設の建設・運営に当たりまして、最少の経費で最大の効果を上げるための効率的な事業手法を検討するためのものでございます。

その下、2の事業内容でございますが、事業範囲の検討・整理や最近のPFI等の事業手法の動向調査のほか、民間事業者の参加意向の把握などを行って、PFIやDBO等の導入可能性を調査するものでございます。

その下、3の事業費でございますが、委託料として540万円をお願いするものでございます。

PFI等導入可能性調査業務の概要につきましては以上でございます。

続きまして、廃棄物処理施設技術支援業務につきまして御説明させていただきますので、1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

1の事業目的でございますが、新ごみ処理施設の整備に当たりまして必要となる業務につきまして、専門的・技術的な助言を得ることにより的確な意思決定や円滑な事業運営に資することを目的といたしております。

その下、2の事業内容でございますが、PFI等導入可能性調査及び環境影響評価のうち、計画段階配慮書に係る検討及び資料の作成のほか、新ごみ処理施設の整備に当たりまして必要な業務に係る必要な助言、技術指導、情報提供等の支援をいただくものでございます。

その下、3の事業費でございますが、委託料として341万9,000円をお願いするものでございます。

平成29年度に実施を予定しております業務の概要につきましては以上でございます。

引き続きまして、歳出予算の内容につきまして御説明をさせていただきますので、もう一度一般会計予算書及び予算説明書のほうにお戻りいただきますようお願いいたします。

そちらの10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は68万5,000円でございます。こちらは組合議会の運営で必要となる会議録作成業務委託料等を計上いたしております。

1枚はねていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は5,744万5,000円でございます。こちらは組合の運営で必要となる需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等を計上いたしております。

既に暫定予算におきまして計上されているもの、また予算執行等により減額となったもの以外での主な支出といたしまして、恐れ入りますが、1枚はねていただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

13節委託料におきまして、例規集を電子化し、ホームページ上で公開するための例規集システム導入委託料160万4,000円を計上いたしております。それから、一番下の19節負担金補助及び交付金におきまして、構成市町より派遣されております職員の人件費に対する派遣職員人件費負担金4,773万円を計上いたしております。

1枚はねていただきまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

2款2項1目監査委員費は15万8,000円でございます。こちらは監査委員への報酬等を計上いたしております。

3款1項1目建設事業費は2,692万7,000円でございます。

支出といたしましては、先ほどの業務の概要におきまして御説明をさせていただきましたが、環境影響評価等調査業務の実施に伴いまして、8節報償費に委員報償5万円、13節委託料に環境影響評価等調査業務委託料1,805万8,000円をそれぞれ計上いたしております。また、PFI等導入可能性調査業務委託料540万円、廃棄物処理施設技術支援業務委託料341万9,000円をそ

れぞれ計上いたしております。

4款1項1目予備費は100万円でございます。

したがいまして、歳出合計は8,621万5,000円でございます。

なお、給与費明細書につきましては、18ページ、19ページに、それから債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、20ページ、21ページにかけましてそれぞれ掲げておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上で、議案第17号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢秀教君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第17号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計予算の質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 12番 和田議員。

○12番（和田佳活君） 歳出の13ページ、組合だより発行につきましては、どのような計画で、どのように考えられているのでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 組合だよりにつきましては、新しくこの4月1日に立ち上がりました私どものこの組合におきまして、広く住民の皆様はその業務内容等をお知らせするというところでございます。

現時点におきまして、年度内に2回の発行を今予定いたしておるところでございます。対象につきましては、今申し上げましたように、2市2町のそれぞれの全世帯への配布を今予定いたしておるというものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 和田議員。

○12番（和田佳活君） それから17ページ、委託料というところで、委託業者もしくは例えば支援指導員の氏名とか決まっているもの、また予定しているものがありましたら教えてください。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 今回の委託業務の関係でございますか。

○12番（和田佳活君） 3業務の。

○事務局長（武馬健之君）　こちら、順を追ってですが、一番上の環境アセスの関係でございます。これはまだ、本日議会でこちらの予算をお認めいただいた後に初めて業務の執行が可能になるということでございますので、これから業者を決めていくための手続に入っていくということでございます。環境影響評価等につきましては、現時点においては公募型のプロポーザルといったことを今考えているというものでございます。

それから、P F I 等につきましては指名競争入札を今考えているところでございます。

廃棄物処理施設の技術支援につきましても指名競争入札といったことで、今、現時点では考えているということでございます。

○議長（大沢秀教君）　他に質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君）　10番　高木議員。

○10番（高木義道君）　今の関連ではありますけれども、委託料でP F I 等導入可能性の調査業務委託料ということで540万円入っておるわけですかね。これは今回のごみ処理施設について、P F I を導入するという前提でこういういわゆる調査業務が必要だというふうに考えてみえるのか、あるいは国庫補助金で、金額的には多分175万5,000円ぐらい国庫補助金が出るわけでありまして、それに対して尾張北部では364万5,000円ほど持ち出してわざわざこういった業務の委託といいますか、調査業務を行わなければならないのか、この辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大沢秀教君）　答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君）　本調査につきましては、最少の経費で最大の効果を上げるための効率的な事業を実施するためにP F I 等のさまざまな事業手法について導入可能性を調査するものであると、あくまでもそういう可能性を調査するというものでございますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君）　高木議員。

○10番（高木義道君）　P F I が現実どんなような形で実行されておって、どんな成果を上げているのかとか、そういうものの検証なしにP F I も含めた検討をするというのはちょっとおかしいのではないかなと。いわゆる民間資金の活用事業でありますよね、P F I というのは。だから民間資金の活用と、各市町で行うその事業はお互いに受け入れることができるか、こういうことも考えないかと思うんですよね。だから、そういったところの検討もされるということですかね、これから。

○議長（大沢秀教君） 高木議員の再質疑に対しまして、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） P F I等の導入可能性調査につきましては、P F I等のさまざまな事業手法について、あくまでも導入可能性を調査するものでございまして、事業方式を決定する際の参考とするものではございますが、調査に当たりましては経済性を定量的に評価するだけではなくて、市場の動向とか、それから競争性の確保、それから官民のリスク分担、それから住民の安心・安全の観点などからの定性的な評価も加えて行うことになるというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 10番 高木議員。

○10番（高木義道君） 今のいわゆるどの形にするのかとか、そういったこともまだほとんど決まっていないというところで、炉の形式についての検討も当然必要になってくるだろうし、実際P F Iが導入できるかということも、その辺との絡みが非常に大きいのではないかなあとというふうに思うんですね。だから、今まで現実にやっておるごみ処理施設のP F Iでの成功例だとか、そういうのもしっかりと私どもにお示ししていただくことが必要ではないかなあと思うんですが、そのあたりについてはどうですかね。

○議長（大沢秀教君） 再々質疑に対しまして、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） ただいまの御質問でございますが、当然のことながらそういった市場の動向、それから実績等につきましても、この調査の中で行ってまいるといふものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 1番 水野議員。

○1番（水野正光君） 1番 水野正光です。

建設事業費の13節の3つの委託料について、それぞれお伺いしたいと思います。

まず、環境影響評価等調査業務の委託ですが、環境調査というのは自然環境の保全とか住民の健康とか安全の影響に万全を期すという点で大事な業務だというふうに思いますし、1年延びたんですかね、33年までということですので、そういうふうで慎重にやられるというのはいかがでしょうか。

それで、お聞きしたいのは、環境アセスの手続で幾つかの段階があるわけですが、最初に配慮書が来まして、それから準備書、評価書、報告書ということですが、それぞれ提出に

当たって住民の意見聴取、それから準備書ができた場合は説明会を開催ということで進められていくわけですが、そういう点で意見聴取とか説明会の開催というのは委託したコンサルが直接住民意見を聞くのか、組合というか事務局のほうでそういうことをやるのか、まずお尋ねします。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局。

○事務局長（武馬健之君） 説明会等意見聴取につきましては、組合が主体となって行っているということでございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 再質疑ですが、こういったことが大事になってくるとは思いますが、しかし今の状況、やっぱり地元でこういうことをやっていくという点では、建設そのものについての地元同意、小淵ではまだされていない、あるいは中般若でも一部まだ反対してみえる方もあるという中でそういうことを進めていくわけですが、現在の地元同意とか、地元同意というのは、うちの美化センターのあれでも今やっていますけれども、地域振興策というのは大体セットで進んでいくでしょうし、それから条件つきで賛同された方もこの地域振興を含めての議論の中で同意がとれていくということではないかと思うんですけど、現在の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（大沢秀教君） 再質疑に対しまして、答弁を求めます。

事務局。

○事務局長（武馬健之君） 地元、新ごみ処理施設のエリアにつきましては、今、江南市のほうで地権者同意に向けて努力をさせていただいているということでございます。

69名の地権者のうち1名が、もう少し御理解をいただかないといけないという状況にあるということでございます。そんなような状況で、今、精力的にまだ江南市のほうで進めていただいているということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 地権者のことはその次で聞こうと思ったんですけども、地権者の承諾も、当然、今そういった状況というのは今聞きましたが、地元同意とか、きょうも後の全協で地域振興は説明があるということですが、現在そういったことがまだ議論されていない中で環境アセスの意見聴取を本当にやっていくかということをやっと危惧するんですが、その辺の見通しですね。

○議長（大沢秀教君） 環境影響調査についてということですか。

○1番（水野正光君） はい。

○議長（大沢秀教君） では、再々質疑に対しまして、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） まず、御質問の中にもございましたが、順を追って環境アセスは進めていくということになります。最初に行いますこの配慮書の段階でございますが、今お話にございましたように、まだ同意も全てではないという中でございますが、実際の調査につきましては、配慮書の関係におきましては、まず書面審査といったことが中心となって行っておりますので、当然のことながらお地元へのそういったものは丁寧に御説明しながら進めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 丁寧な説明というか、そういうことが大事ですし、急ぐ必要があるということも十分認識いたしております。

2番目のPFI等導入可能性調査業務ということですが、先ほど高木議員もありましたけれども、導入の可能性を調査するのに委託するというのは、ちょっと普通のあれからいとなかなか理解できないんですけれども、それで委託するのに当然仕様書みたいなものを、いわゆる行政の意思が一定あって、それでもって仕様書をつくって、それで調査をかけるということだと思っておりますけれども、その仕様書の内容はどのような形になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） PFIの関係の委託に係る今後の仕様書ということでございますが、現在、今、内容については進めつつあるという状況でございます。当然のことながら組合のほうでより適切な入札執行に向けた形の仕様書ということで今考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） PFI、可能性ということで、するしないという決定をするというあれではないということなんですが、直営とか指定管理とかさまざまな運営方式があると思いますが、仮にPFIになった場合は、維持管理等についても全部一括してそのグループといいますか、もとの受けた会社が進めていくということになるんですが、よくそういう場合に地元業

者とかそういったことが地域振興に資するかという話が出てきますけれども、特に長いこと維持管理ということもあるんですが、そういう点でその辺のメリット等についてもどうなのかということも当然その調査の項目に入ってくるのかお伺いします。

○議長（大沢秀教君） 再質疑に対しまして、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 現時点において考えておりますが、今おっしゃったその地元振興、地域振興的な内容について仕様書的なものに含まれるかどうかというお話でございしますが、現在、そののところまでは今考えていない状況にございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 再々ですけれども、もう一つ、PFIが問題になる場合、職員の身分保障とかいうことで、今、江南丹羽環境のほうは直営ということで職員が見えるというふうに聞いておりますけれども、雇用とかそういった部分についても、調査というか、そういうものの中身に入って導入の可能性ということはあるのか。一般的に経費削減とかいう部分、あるいは財政的にお金がないからPFIにするというケースが多いようですけれども、職員とかそういうことまで網羅して可能性を調査するということがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大沢秀教君） 再々質疑に対しまして、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 先ほど申し上げました調査に当たりましては、経済性を定量的に評価するだけではなくて、市場の動向、競争性の確保、官民のリスク分担、住民の安心・安全の観点などからの定性的評価を加えて行っていくということになろうかと思えます。

今、お話にございました江南丹羽環境管理組合の職員の処遇につきましては、まずは江南丹羽環境管理組合や構成市町であります1市2町において検討されるものと考えておりますが、その状況も注視しながら当組合としての対応については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） それでは、3つ目の廃棄物処理施設技術支援業務ということですが、これに事業内容のところ、PFI等導入の可能性調査と環境調査の配慮書云々という、それに対して支援を受けるということですが、これは2つとももう既に委託するものですから、さらにこれで支援を受けなきゃならんということはちょっとあれですが、二重の委託的なことになる

のか、全くまた別な形の支援なのか、中身をちょっと教えていただけますか。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） こちらの業務につきましては、組合といたしまして愛知県環境影響評価条例に基づく配慮書の作成、それからPFI等の導入可能性調査等の事業を推進するに当たりまして、専門分野における技術的な助言、並びにまた施設整備に係ります技術的な情報提供や助言といったものをお願いしてまいるというものでございます。

この事業につきましては、当初、人的措置も視野には入れておりましたところですが、適切な人材の確保が困難であったことから委託業務としてお願いをしていくというものでございます。

ちなみに近くの小牧岩倉衛生組合、それから知多南部広域環境組合でも、それぞれ嘱託員、専門員という形で環境アセスを初め施設整備の進め方などについての助言をいただくような形をとっているということでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 質疑は以上です。

○議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第17号について、討論を許します。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 本案に対する反対討論の発言を許します。

水野議員。

○1番（水野正光君） 1番 水野正光です。

17号議案の一般会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

ごみ処理施設は、市民の日々の毎日の生活の中でなくてはならないということですし、それから犬山の都市美化センターや江南丹羽環境の焼却場も老朽化して、一刻も早くやる必要があるということは十分認識しております。

しかし、こういったことは、やっぱりきちっとした地元あるいは地権者の了解、それから市民への丁寧な説明ということがはやっていますけど、ということが大事だというふうに思いま

す。

私は3点の観点から反対の意を述べたいと思いますが、1つはPFIの導入ありきという方向ではないかということ。それから、地元同意がしっかりまだとれていないのではないか。それから、地権者がまだ完全に承諾がとれていないのではないかとということでもあります。

そういう点で、PFIについてはさまざま運営手法がありますけれども、これはコンサルに委託するのではなくして、やっぱり事業主であるこの組合でもってどういう方法が適正なのか、あるいは処理の方式等も含めて検討して進めるべきでありますし、VFMとって単なる経費が節減できるよということは一般的に言われますけれども、15年、20年というスパンでこの維持管理も含めて運営されるということでもありますので、まだ十分検証されていない部分がありますし、この組合議会もそうですが、それぞれの市町の議員やそれぞれ市町の住民がきちんとやっぱりチェックや監視して、日々の状況やそういうものをチェックしていく必要があるんじゃないかということで、PFIありきの今の進め方では問題ありということでもあります。

それから、2番目の地元同意ということでもあります。先ほどからもありますが、地域振興も含めてやっぱり話をしていかないと地元同意というのはなかなか進まないというのが現状だと思いますが、そういった点でまだまだ丁寧な説明や同意をとれる状況になっていない段階で予算を執行するということでは問題があるんじゃないかということです。

3番目に、当然ですが、地権者の方の同意がなければ最終的にはできないということでもありますので、そういった点も、施設そのものは急ぐ必要はありますけれども、やっぱりきちっと丁寧に透明性を持って住民同意や地権者同意が図られて進めるべきだというふうに思います。

私はごみ処理の解決には、徹底したごみ減量と、それから自区内処理が原則だということは今でも思っていますが、やっぱりごみ減量とかそういうことも含めて地域の住民の皆さんと議論をしていくべきだということをお願いして、反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大沢秀教君） ただいま水野議員より反対の討論がございましたが、反対の議員の方の討論はほかにございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（大沢秀教君） では、次に賛成討論の発言を許したいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） それでは、私のほうから議案第17号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計予算につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、先ほど水野議員のほうから地元同意がとれていないというお話があったんですけど

も、この件については江南市がとにかく地元同意を最後まで粘り強くとりということで、今、鋭意努力をしておるところでありますので、もうしばらくかかるんじゃないかなあとと思いますけれども、それは江南市が責任を持ってやるという約束になっておりますので、その点は江南市にお任せをいただきたいと思います。

また、本予算案につきましては、組合規約に基づき2市2町の新ごみ処理施設の整備を進めていくため、主な事業として環境影響評価等調査業務やPFI等導入可能性調査業務を実施するものとなっておりますが、いずれも平成37年度の施設供用開始を目標とした事業スケジュールに沿ったものであります。

環境影響評価調査は県の条例に基づき実施するもので、ごみ処理施設の事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行うもので、新ごみ処理施設をより環境負荷の少ないものにしていくためのものであり、施設整備を進める上で必要不可欠なものであります。

また、PFI等導入可能性調査は、ごみ処理施設や維持管理には膨大な財政支出を要することが予想されることから、従来の公設公営方式にとらわれず、PFIや公設民営方式等の民間の能力を生かした事業手法を検討するものであり、地域の皆さんに低廉で良質な公共サービスを提供し、効率的な財政運営を行っていく上で必要なものであると考えます。

また、その他の項目についても必要な事務事業を精査し、適切に編成されているものと認められるものでありますので、今後実施していく施設整備のための事業を適切に実施していただくことを要望いたしまして、議案第17号に対する賛成討論とさせていただきます。どうか議員の皆さんの御同意をお願いいたします。以上です。

○議長（大沢秀教君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決するのに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大沢秀教君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には終始御熱心に御審議をいただき、全ての案件に適切な議決をいただきまして無事閉会できますことを御礼申し上げます。大変至らぬ議事進行でございましたが、御礼を申

上げます。

組合当局におかれましては、今期中、議員の皆様から述べられました御意見を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

澤田江南市長。

○**管理者（澤田和延君）** 管理者といたしまして、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、ありがとうございました。また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本議会では、組合議会の初代議長として大沢議長さん並びに千田副議長さんが就任をされ、また監査委員2名の選任同意もいただきました。今後、格別の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

いよいよ夏本番となり、ますます暑くなってまいります。議員の皆様方におかれましても十分御自愛いただきまして、ますますの御活躍、御祈念を申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○**議長（大沢秀教君）** これをもちまして、平成29年第1回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時56分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議会臨時議長 丹羽 勉

議会議長 大沢 秀教

議会議員 水野 正光

議会議員 倉知 敏美